

都市公園法施行令（抄）

（占用物件）

第十二条 法第五条の二第二項第六号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車場

二 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

2 法第七条第一項第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 標識

一の二 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

一の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの

二 防火用貯水槽で地下に設けられるもの

二の二 蓄電池で地下に設けられるもの

二の三 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの

三 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの

四 索道及び鋼索鉄道

五 警察署の派出所及びこれに附属する物件

六 天体、気象又は土地観測施設

七 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設

八 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場

九 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設（国土交通省令で定めるものを除く。）

十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害

児通所支援事業（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第六項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第二十七項に規定する地域活動支援センター

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

1 自然公園条例施行規則改正の必要性について

東京都自然公園条例施行規則（保育所その他の社会福祉施設に関する占用期間（第50条）及び占用に関する制限（第54条））の改正について、諮問（H30. 1. 12）。

【背景】

- 「都市公園法」の一部改正（平成29年6月）
※第7条2項を新設。都市公園における通所型保育所等の占用が可能になった。



- 自然公園条例改正（平成30年3月30日一部施行）

自然公園条例における占用許可（第48条）の制限（第50条）は「都市公園法第7条各号にかかげるもの」と規程されている。このため、条例第50条第1項第1号に、次のとおり都市公園法第7条第1項、第2項を反映した。

当該申請に係る物件等が都市公園法第7条第1項各号に掲げるもの（項ずれの解消）
第2項の保育所その他の社会福祉施設で都市公園法施行令で定めるもの（新設）**
又は規則で定めるものであること（条例第50条第1項第1号）*



- 自然公園条例施行規則改正（平成30年3月30日一部施行）

条例に新設した占用可能物件について、占用の期間や規模等制限の規程を設ける必要がある。なお、占用料については規定済み。平成31年1月1日に告示（施行）が必要。

2 占用許可の新設規定に関する考え方

- （1）都市公園法に関連する規定（都市公園法施行令等）を準用する。
対象となる施設（広場）、規模（占有面積割合）
- （2）「自然公園」として確保すべき要件を追加する。
都市施設とは異なる制度目的。
占用は可能であるが、必要最小限とすべきであるとともに、最大限の環境への配慮が必要
- （3）占用期間については、既にある規定を準用する。

※規則に加え、詳細の手続き等を定めた取扱要領を策定することも重要。

3 社会福祉施設に関する基準

1 規則への規定

（1）占用場所・面積の要件

- ①自然ふれあい公園の広場（普通地域内のものに限る。）又は公園施設である建築物内に設けること
- ②その敷地面積の合計は当該自然公園の広場の敷地面積の30%以内
- ③当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその延べ床面積の合計は当該建築物の延べ床面積の50%以内
→①～③は都市公園法の基準を横引き

※施設の設置に当たっては、普通地域の工作物の基準を適用する。

（ 条例第13条第1項第1号により、建築物（高さ13メートル又は延面積千平方メートル・規則第27条第1項第1号）を超える場合は届け出が必要。ただし、同条第2項により、都立自然公園の風景を保護するために必要と認めるときは、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。）

（2）社会的に認められるもの

申請に係る場所以外の場所に置いてはその目的を達成することが困難な場合に限定する。

（3）占用期間

10年（更新の際も同じ）

2 取扱要領への規定

（1）占用場所・面積の要件

普通地域の中でも該当する広場を限定

（2）社会的に認められるもの

「申請に係る場所以外の場所に置いてはその目的を達成することが困難である」ことを基礎的自治体が確認するなどの手続きについて、取扱要領で規定する。

（3）自然公園内の環境への配慮

条例第60条及び規則第53条第1項第1号の考えに基づき、次のような環境配慮のための占用許可条件を付すための取扱要領を定める。

- 一 植栽し、又は種子をまこうとする際は、生物多様性の保全に配慮するとともに、地域に現存する植物と同一種類の植物を植栽し、又はその種子をまくものであること（在来の景観の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。）。
- ※1
- 二 支障木の伐採が僅少であり、やむを得ず伐採する場合は、環境への影響の軽減措置等代替措置を講じること。※2
- 三 工作物の新築等（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。）をしようとする者は、当該の建築に際し、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 四 その他、現地の自然環境の保全に必要な処置を講ずること。

※1 自然公園法施行規則第11条31号 ※2 自然公園法施行規則第11条11号を準用

都市公園法・自然公園条例の規定等

① 都市公園法の規定

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- 五 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
- 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- 七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるもの

に限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

（参考）都市公園と自然公園の違い

	都市公園	自然公園
分類	営造物公園（一定区域内の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出して一般に公開）	地域制公園（一定区域内の権原に関係なく、その区域を公園として指定し、土地利用の制限や一定の行為の禁止や制限等によって自然景観を保全することを主な目的とする）
公園計画	都市計画法都市計画決定	自然公園法上の公園計画
公園施設の規制	建蔽率規制あり	地種区分による建蔽率規制
仮設工作物の設置	更新可能	更新を認めていない
広場	公共空地の面積要件あり	公共空地の面積要件なし

② 都市公園法施行令の規定

○占用の期間

都市公園の占用の期間は、十年をこえることができない（第十四条一号）。※ただし、更新可能（都市公園法第六条第四項）

○社会福祉施設に関する技術的基準

①占用物件の外観、構造等に係る基準（第十五条）【一般規定】

- ・占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないもの
- ・地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないもの
- ・地下に設ける占用物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないもの

②占用の場所、規模等の占用に関する制限（第十六条第六項の二）【保育所等社会福祉施設】

- ・都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けること
- ・その敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の30%以内
- ・当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあってはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の50%以内

③占用に関する工事に係る基準（略）

③ 東京都自然公園条例（改正後）

第五十条

知事は、第四十八条第一項又は第二項の許可の申請に係る自然公園施設の占用が、次の各号のいずれにも適合すると認める場合に限り、許可することができる。

- 一 占用物件が、都市公園法第七条第一項*各号に掲げるもの及び第二項（新設）の保育所その他の社会福祉施設（以下「保育所等」という。）で都市公園法施行令で定めるもの**（通所のみにより利用されるものに限る。）又は規則で定めるものであること。
- 二 当該申請に係る物件等が規則で定める技術的基準に適合するものであること。
- 三 当該申請に係る占用が自然公園における自然環境の保全及び回復並びに都民の自然公園施設の使用に著しく支障を及ぼさないものであること。
- 四 当該申請に係る占用が必要やむを得ないものであること。

別表第3（第五十一条関係）

保育所等 1平方メートル1月92円（条例別表第3）

附則 この条例の下線部分は、平成31年1月1日から施行する。

④ 東京都自然公園条例施行規則

(占用の期間)

第五十条 [条例第四十八条第三項](#)の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 都市公園法第七条第一項第一号から第三号まで及び都市公園法施行令第十二条第二項第一号から第五号までに掲げるもの 十年
- 二 都市公園法第七条第一項第四号及び都市公園法施行令第十二条第二項第六号並びに[第五十二条第二号](#)に掲げるもの 三年
- 三 都市公園法施行令第十二条第二項第七号及び第八号に掲げるもの 一年
- 四 都市公園法第七条第一項第五号及び都市公園法施行令第十二条第二項第九号並びに[第五十二条第三号](#)に掲げるもの 六月
- 五 都市公園法第七条第一項第六号に掲げるもの 三月

(平一五規則九三・旧第四十三条繰下・一部改正、平二一規則二五・平三〇規則二三・一部改正)

(占用に関する制限)

第五十四条 自然公園施設の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 電線は、やむを得ない場合を除き、地下に設けること。
- 二 水道管、ガス管又は下水道管の本線を埋設する場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。ただし、幅員五メートル以上の園路その他通常重量物の圧力を受けるおそれの多い場所の地下に下水道管の本線を埋設する場合においては、原則として三メートル以下としないこと。
- 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。
- 四 水道施設又は下水道施設を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一・五メートル以下としないこと。
- 五 耐震性貯水槽又は防火用貯水槽を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として一メートル以下としないこと。
- 六 発電施設、蓄電池、河川管理施設、変電所又は熱供給施設を地下に設ける場合においては、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。
- 七 橋又は道路、鉄道若しくは軌道を園路の上に設ける場合においては、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路の路面との距離は、原則として四・五メートル以下としないこと。
- 八 警察署の派出所又は公害観測施設の建築面積は三十平方メートル以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は十平方メートル以内であること。
- 九 太陽電池発電施設を設ける場合においては、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと。

⑤ 主な自然公園施設の広場

主な自然公園施設	広場	面積	地種区分
都立大島公園 (大島町) 327ha	芝生広場	約 5000 m ²	第2種 特別地域
都立八丈植物公園 (八丈町) 22ha	大賀郷園地	約 50000 m ²	第2種 特別地域
都立小峰公園 (あきる野市) 10.8ha	冒険広場	約 2500 m ²	普通地域
都立奥多摩湖畔公園 (奥多摩町) 30ha	湖畔広場	約 2500 m ²	第2種 特別地域
都立羽伏浦公園 (新島村) 19ha	芝生広場、 お花見広場等	約 20000 m ²	第2種 特別地域
都立多幸湾公園 (神津島村) 2.1ha	多目的広場	約 3500 m ²	第2種 特別地域
底土野営場 (八丈町) 0.1ha	キャンプ場	約 1000 m ²	普通地域



写真1



写真2

東京都自然公園条例施行規則の改正について（答申案）

1 改正後の東京都自然公園条例施行規則

（占用の期間）

第五十条 （現行のとおり）

- 一 都市公園法第七条第一項第一号から第三号まで及び同条第二項並びに都市公園法施行令第十二条第二項第一号から第五号まで及び同条第三項に掲げるもの 十年

（占有に関する制限）

第五十四条 自然公園施設の占有については、次に掲げるところによらなければならない。

一～九 省略

（新設）

十 条例第五十条第一項に規定する保育所その他の社会福祉施設は、次のいずれも満たすものとする。

イ 自然ふれあい公園の広場（普通地域内のものに限る。）又は自然公園施設である建築物（規則第三条第四号に規定するものに限る。）内に設けること。

ロ 当該社会福祉施設を自然ふれあい公園の広場内に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該自然ふれあい公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を自然公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその延べ床面積の合計は当該建築物の延べ床面積の百分の五十を、それぞれ超えないこと。

ハ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難であること。

2 取扱要領への規定

条例規則を受けた許可の基準等については、次の内容を盛り込んだ取扱要領を別途定める。

(1) 占用場所・面積の要件

普通地域の中でも該当する広場を限定

(2) 社会的に認められるもの

「申請に係る場所以外の場所に置いてはその目的を達成することが困難である」ことを基礎的自治体が確認するなどの手続きについて、取扱要領で規定する。

(3) 自然公園内の環境への配慮

条例第 60 条及び規則第 53 条第 1 項第 1 号の考えに基づき、次のような環境配慮のための占用許可条件を付すための取扱要領を定める。

- 一 植栽し、又は種子をまこうとする際は、生物多様性の保全に配慮するとともに、地域に現存する植物と同一種類の植物を植栽し、又はその種子をまくものであること（在来の景観の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。）。※1
- 二 支障木の伐採が僅少であり、やむを得ず伐採する場合は、環境への影響の軽減措置等代替措置を講じること。※2
- 三 工作物の新築等（建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。）をしようとする者は、当該の建築に際し、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 四 その他、現地の自然環境の保全に必要な処置を講ずること。

※1 自然公園法施行規則第 11 条 31 号

※2 自然公園法施行規則第 11 条 11 号を準用